

おしらせ 版

273
No.937
平成29年2月15日

編集・発行／茨城町 町長公室 秘書広聴課
〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080 ☎ 029-292-1111 FAX 029-292-6748

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

住民票の異動の届出をしましょう（転出届、転入届、転居届など）

- ◎他の市区町村に**転出**される場合
- ◎茨城町に**転入**される場合

引越し前の
市区町村

【転出前に】

転出届を提出して
転出証明書を受け取る



引越し先の
市区町村

【転入した日から14日以内に】

転出証明書を添えて
転入届を提出

- ◎町内で**転居**される場合

【転居した日から14日以内に】

転居届を提出



マイナンバーの「通知カード」、「マイナンバーカード」（個人番号カード）、「住民基本台帳カード」の住所は**最新のもの**にする必要があります。町民課窓口で変更の手続きをしましょう。

住民の皆さまに送付している
マイナンバーの「**通知カード**」（おもて面）



身分証明書となる「**マイナンバーカード**」
（個人番号カード）（おもて面）



【問合せ先】町民課 ☎ 029-240-7111（直通）